

埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園 同窓会「桜友会」会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園（以下「本校」という）同窓会「桜友会」（以下「本会」という）と称する。

第2条（組織）

本会は、本校を卒業した者及び保護者またはこれに代わる者と本校職員で組織する。

第3条（目的）

本会は、本校卒業生及び保護者の親睦を図り、卒業生の社会自立を支援し、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事務局）

本会は、本校に事務局を置く。

第2章 会員

第5条（会員）

本会は、入会金を納入し、入会の申し込みをした次の会員により構成される。

1 会員

本校の卒業生。本校中途転退学者は除く。

2 特別会員

本校卒業生の保護者、教職員及びかつて教職員であったもの

第3章 役員

第6条（役員と任務）

本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---------|------|--|
| 1 会 長 | 1名 | 本会を代表する。役員会の招集および議事会の進行。 |
| 2 副 会 長 | 2名以上 | 会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。 役員会に向け、学校との連絡調整を図る。 |
| 3 会 計 | 2名以上 | 会計事務を処理し、会計報告等にあたる。 |
| 4 書 記 | 2名以上 | 議事録の記録、議事会の板書にあたる。 |
| 5 協 力 員 | 3名以上 | 会長の指示により会務を執行する。 |
| 6 事 務 局 | 3名程度 | 渉外担当を担う。 |

第7条（選出と任期）

本会の役員の選出方法は、次のとおりとし、任期は1年とする。なお、役員の再選は妨げない。

- 1 会長は、会員の卒業生及び卒業生保護者から選出する。
- 2 副会長は、会員の卒業生及び卒業生保護者から選出する。
- 3 会計は、本校教職員と会員の卒業生保護者から選出する。
- 4 書記は、本校教職員と会員の卒業生保護者から選出する。
- 5 協力員は、卒業年次ごとに立候補または推薦により選出し、役員会に報告する。
- 6 事務局は、本校教職員に依頼する。

第8条（補欠役員）

補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。但し、再任は妨げない。

第4章 会議

第9条（会議）

会議は、総会と役員会とする。

- 1 総会は年1回開催するものとし、会務の報告及び決算等を行う。
但し、必要に応じて臨時の総会を開くことができる。
- 2 役員会は、役員及び前役員によって構成される。事業運営に必要な事項を審議し、決定する。
- 3 総会と役員会における議事は、会長、又は会長が推薦する者で進行し、出席者の過半数の同意を得て議決する。

第5章 経理

第10条（会費）

- 1 会費（入会金含む）は、永年会費として、金1000円を納入するものとする。
- 2 会費の他、特別の催しがあるときは、必要により別途会費を徴収する。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条（会計及び監査）

会計及び監査は、事務局がこれを行う。

第6章 その他の事項

第13条（会則の変更）

本会の会則の変更は、役員会の決議を経て、総会の承認を必要とする。

第14条（決算報告）

会員への決算報告は、総会報告をもってこれに代える。

第15条（同窓会の開催）

- 1 同窓会を年1回開催するものとする。
- 2 時期及び場所については、役員会で定めるものとする。
- 3 参加条件
 - (1) 同窓会会員であること。
 - (2) 参加費を指定された期日までに指定された口座に入金していること。

4 その他

同窓会の開催について、会場使用中及び使用後は、卒業生として在校生の活動に支障をきたすことがないよう配慮する。

第16条（メール配信）

同窓会会員は、メールアドレスの登録を行うことで、同窓会に係る連絡を受けることができる。メールアドレスの登録は、本校HPで行う。

附則

本会の会則は、平成29年11月18日より施行する。

本会の会則は、平成30年11月17日一部改正し、平成30年4月1日から施行する。

本会の会則は、令和元年9月14日一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

本会の会則は、令和4年10月19日一部改正し、同日から施行する。